

## 第14期第2回福岡県個人情報保護審議会 (全体会) 次第

日 時：平成30年8月23日（木）10時00分～

場 所：県庁行政棟10階 特9会議室

### 1 開 会

### 2 議事

個人情報の提供制限に関する例外事項について（諮問・答申）

### 3 その他

### 4 閉会

#### 〔配付資料〕

#### ○ 個人情報の提供制限に関する例外事項について

資料1 本日の審議の進め方

資料2 諮問書

資料3 説明資料

資料4 個人情報の提供制限に関する例外事項について（子育て支援課からの要望事項）

資料5 答申（案）

資料6 過去の答申との比較表

本日の審議の進め方

平成 30 年 8 月 23 日（木）

個人情報保護審議会全体会

○子育て支援課からの説明

- ・ 今回の諮問の内容
- ・ 市町における保育人材確保の取組実績 等

↓

○質疑応答

↓

（子育て支援課退室、答申案の配布）

↓

○子育て支援課からの要望について … 別紙のとおり

↓

○答申案の検討及び決定

個人情報の提供制限に関する例外事項について  
(子育て支援課からの要望事項)

平成 30 年 8 月 23 日 (木)  
個人情報保護審議会全体会

1 要望事項

- ・ これまで2度の答申（平成29年5月19日、同年7月20日）を踏まえて、合計20市町に対して保育士登録情報を提供した（今回の諮問に係る14市町を含めると合計34市町）。
- ・ これらの市町の中から、保育士登録情報の追加提供を求められているが、審議会への諮問・答申の手続を経ることなく提供することはできないか。

2 平成29年7月20日審議会での主な意見

- ・ 審議会は、諮問時点で県が保有している保育士登録情報を提供することの可否を判断するのではないか。
- ・ 審議会はある程度典型的に提供の必要性を判断して、詳細は実施機関が答申を踏まえて、その都度判断していくべきではないか。
- ・ 要望があった段階で事務局において考え方をまとめてほしい。

3 審議会の判断（案）

- ・ 答申は、諮問に係る市町における保育士登録情報を利用した事務・事業（就職相談会、保育士バンクの案内やアンケート送付など）を、審議会において個別に確認した上で、保育士登録情報の提供は公益上の必要があり、適当なものと認められたものであり、個々の保育士登録情報の内容を考慮したものではない。
- ・ また、答申の形式上も、「個人の類型」は、「児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士」となっており、諮問時点において登録されている保育士に限定したものではない。
- ・ このため、市町から保育士登録情報の追加提供が求められた場合、実施機関は、審議会への諮問・答申の手続を経ることなく、提供することができるものと判断する。
- ・ ただし、市町からの求めに応じ、実施機関が保育士登録情報を追加提供するに当たっては、保育士登録情報の利用が、諮問において提示した各市町の「事務・事業の内容」の範疇に含まれるものかどうかを確認するものとし、それ以外の事務・事業に利用する場合には、改めて審議会への諮問・答申の手続を経ることが必要である。

# 資料 5

30 個保審第 10 号

平成 30 年 8 月 23 日

福 岡 県 知 事 殿  
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会  
会 長 小 林 登

個人情報の提供の制限に関する例外について (答申) (案)

平成 30 年 7 月 26 日 30 子育第 855 号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

## 記

事務の名称	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報 の種類	氏名及び住所
目的外提供の 目的	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するアンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	大牟田市、直方市、八女市、福津市、那賀川町、篠栗町、新宮町、久山町、芦屋町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町
個人情報の取 扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、アンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。

【参考】過去の答申との比較表

答申番号	平成28年5月19日28個保審第2号	平成28年12月15日28個保審第4号	平成29年7月20日29個保審第8号	(今回答申)
概要	目的外提供	目的外利用	目的外提供	目的外提供
事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務	保育士就職支援強化事業に係る福岡県保育士登録情報の利用事務	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県の備えた保育士登録簿に登録された保育士			
提供(利用)する個人情報の種類	氏名及び住所	氏名及び住所 (住所が政令指定都市・中核市以外の者の情報に限る)	氏名及び住所	氏名及び住所
目的外提供(利用)の目的	保育士・保育所支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。	福岡県保育士就職支援センターを運営している公益財団法人福岡県保育協会に委託し、県に登録している保育士の現在の就労状況の調査や再就職の意向確認を行い、相談会・研修等を通じて、潜在保育士等の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図る。	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するマッチング支援、求人情報の提供等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するアンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	北九州市、福岡市、久留米市		飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、苅田町、吉富町	大牟田市、直方市、八女市、福津市、那珂川町、篠栗町、新宮町、久山町、芦屋町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、就労状況調査等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。	実施機関から委託を受けた当該保育協会が上記個人情報を利用して個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、実施機関から委託を受けたこと並びに福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、実施機関が保有する保育士登録簿に記載された氏名及び住所の提供を受けてこれを利用しているものであることを説明すること。また、実施機関は、当該保育協会に対する上記個人情報の取扱いに係る監督を徹底すること。	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、マッチング支援、求人情報の提供等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、アンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。